危惧される南海地震対策に
木造住宅耐震診断を受診しませんか

2030年ごろまでに発生する確率が50％程度と予想されている南海地震への対策として、市内の木造住宅の耐震診断を実施します。

【対象となる住宅】小松島市内の次の要件を満たす木造住宅が対象となります。

①昭和56年5月31日以前に着工した住宅

②在来軸組工法や伝統工法により建築された住宅（木質プレハブ工法や2×4工法は除く）

③平屋または2階建て住宅（併用住宅、共同住宅・長屋、借家も含みます）

④現在、居住している住宅

【申込できる方】

①診断を希望する住宅の所有者（共同住宅や長屋などの場合には、居住者全員の同意が必要）

②平成19年度分までの固定資産税を完納していること。

【申込受付期間】5月12日（月）から11月28日（金）まで（土日祝日は除く）受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。

【募集戸数】100戸程度（申込先着順）を予定しています。

【自己負担金】一戸建ての場合は、3、000円。共同住宅などのような二戸建て以上の場合は、6、000円が必要です。

【申込方法】小松島市役所・住宅課までお越しください。その住宅が耐震診断の対象となるかどうかを確認いたしますので、「建築時期のわかるもの」として、建物の登記簿謄本または建築確認通知書がある方は、お持ちください。印鑑も必要です。

お問い合わせは、市住宅課（市役所2階☎32・2120）まで。

耐震診断が おわったら 耐震改修工事に補助金を交付

市内にある旧基準木造住宅の耐震改修工事をする方に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助します。

【補助対象】小松島市が徳島県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて実施する耐震診断（右記の記事参考）を受け、総合判定が0・7未満と判定された住宅の耐震改修工事（建て替えは、該当しません）

【申込受付期間】5月12日（月）から11月28日（金）まで（土日祝日は除く）受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

【募集戸数】10戸（原則として申込先着順）を予定しています。

【申込方法】5月12日より申請書類の配布を行いますので、市住宅課まで取りにお越しください。改修計画書、見積書等の添付が必要となりますので、必要書類が整った時点で申請受付となります。

【補助金の額】耐震改修工事の施工にかかった経費に相当する金額の2／3以下で、一棟につき60万円を限度とします。なお、耐震改修工事とは関係のない内装工事等は、自己負担となります。

【お問い合わせ先】市住宅課（市役所2階32・2120）まで。

耐震改修工事を行った方には 税制支援制度における住宅耐震改修証明書を交付

小松島市が実施している耐震診断を受け、耐震改修工事を行った方は諸要件を満たす場合、住宅耐震改修証明書の交付を受けることができます。この証明書を確定申告の際に添付することにより、耐震改修工事に要した費用の10パーセント相当額（20万円を上限）が所得税から控除されます。

【交付対象】小松島市が実施する耐震診断（右記の記事参考）を受け、総合評点が1・0未満と判定された木造住宅で、総合評点が1・0以上となる改修工事が行われた住宅。

なお、必要条件、書類等詳しいことについては、市住宅課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】市住宅課（市役所2階☎32・2120）まで。

耐震改修がさらに身近に！

小松島市では、安心で安全なまちづくりのために、耐震改修に伴って行われるリフォーム（木造住宅耐震改修リフォーム事業）についても補助しています。これにより、さらに耐震改修が利用しやすくなります。

なお地震に備える事業として、次のような事業があります。

木造住宅耐震改修支援事業の耐震改修事業を行った方で、90万円を超える工事費を要した場合、または、同時にリフォームを行った場合、さらに、当該工事費の5分の1以内かつ最大20万円（補助対象としては最大100万円）を補助します。

お問い合わせは、市住宅課（市役所2階☎32・2120）まで。

《今月は、固定資産税１期分の納付月です。》
忘れず納期限内に納めましょう。